

情報通信行政・郵政行政審議会
郵政行政分科会（第1回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成20年9月29日(月) 16時04分～17時15分
於、省議室

第2 出席した委員等（敬称略）

牛尾 陽子、國井 秀子、神津 十月、篠塚 勝正、下和田 功、高橋 温、
田尻 嗣夫、野並 直文、松崎 陽子、吉野 直行、若杉 敬明

(以上11名)

第3 出席した関係職員等

吉良 裕臣（郵政行政部長）、後藤 篤二（郵政行政部企画課長）、菊池 昌克（郵便課長）、神山 敬次（信書便事業課長）、藤江 研一（郵便課調査官）

(事務局)

永利 正統（情報流通行政局総務課課長補佐）

第4 議題

(1) 分科会長の選出及び分科会長代理の指名について

(2) 諮問事項

ア 郵便約款の変更の認可【諮問第1001号、1002号】

イ 特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便管理規程の変更の認可【諮問第1003号、1004号、1005号、1006号】（非公開）

開 会

○永利情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会、郵政行政分科会第1回を開催いたします。

本日は分科会委員の皆様のご互選により、分科会長が選出されますまでの間、当事務局において議事の進行を務めさせていただきます。私は情報流通行政局課長補佐の永利と申します。よろしくお願い申し上げます。

また、本日は情報通信行政・郵政行政審議会議事規則の規定により、会議を一部非公開にて行います。したがって、傍聴者の方々には、非公開とする議題が始まる前に退室していただきますので、よろしくお願い申し上げます。

分科会ご所属の委員の皆様のご紹介は、先ほどの総会でお願いしましたので省略させていただきますが、後ほど吉野委員がご出席されると伺っておりますので、来られましたらまたごあいさつをいただきたいと思っております。

それでは、郵政事業を担当いたします職員に人事異動がございましたので、順次自己紹介をさせていただきます。まずは、部長からよろしくお願い申し上げます。

○吉良郵政行政部長 郵政行政部長の吉良でございます。今年の7月に郵政行政部長を拝命いたしました。よろしくお願い申し上げます。先ほどご説明がございましたが、2つの部会、郵便・信書便サービス部会と貯金・保険サービス部会を統合して郵政行政分科会として、本日第1回目ということでございます。早速で恐縮でございますが、本日は郵便約款の変更の認可と特定信書便事業の許可等の諮問事項がございしますが、今後とも含めまして、活発なご議論をよろしくお願い申し上げます。

○後藤企画課長 企画課長の後藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

○菊池郵便課長 郵便課長の菊池です。よろしくお願い申し上げます。

○藤江郵便課調査官 郵便課調査官の藤江と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○神山信書便事業課長 信書便事業課長の神山でございます。よろしくお願い申し上げます。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） ありがとうございます。本日は、委員16名中、現在11名ご出席されております。9名の定足数は満たしておりますので、会議を開催させていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、分科会長の選出をお願いしたいと思います。情報通信行政・郵政行政審議会令第5条第4項の規定により、分科会長は委員の互選により選任することとなっておりますので、委員の皆様からご推薦をお願いしたいと思います。

○國井委員 僭越ですが、私から田尻委員をご推薦申し上げたいと思います。田尻委員は郵政行政について高い見識をお持ちで、また、郵政行政審議会において郵便・信書便サービス部会長もおつとめでいらっしやいまして、豊かな経験をお持ちですし、実績がおりますので、分科会長として適任かと思っております。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） ありがとうございます。ただいま國井委員から田尻委員を分科会長にとのご推薦がありましたが、皆様、いかがでございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○永利情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） ありがとうございます。それでは、田尻

委員に分科会長をお願いしたいと思います。田尻委員、分科会長席へお移りください。

(田尻委員、分科会長席へ移動)

○永利情報流通行政局総務課課長補佐(事務局) それでは、まず田尻分科会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

○田尻分科会長 ただいま分科会長に選出されました東京国際大学の田尻でございます。一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

郵政行政につきましては、昨年の10月1日から民営、分社化がスタートいたしまして間もなく1年、これから数年以内に株式上場も予定されている、大変大事な時期に差しかかってまいります。当分科会で審議させていただきますのは、郵便事業をはじめといたしまして、民営化各社の行う事業のほか、信書便事業に関する案件もございます。いずれも国民生活を支える大変重要なものがございますが、私どもは現行法の枠をいかに適正に執行していくかという観点から、加入者、利用者、そして法人、個人、地域社会など、各社会の構成セクターに目配りしながら、適切に判断をさせていただければと存じております。

大変力不足ではございますが、委員の皆様方、関係の皆様方のご支援を賜りまして、円滑な審議運営を図ってまいり所存でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐(事務局) ありがとうございます。それでは、この後の議事進行については分科会長をお願いしたいと存じます。よろしくお申し上げます。

○田尻分科会長 それでは、早速議事に入らせていただきたいと存じます。

まず、私が分科会長として審議会を主宰できない場合の代行をお願い申し上げる分科会長代理を決めておきたいと存じます。分科会長代理は規定により分科会長が指名することとなっておりますので、僭越ながら私から指名をさせていただきたいと存じます。

分科会長代理には、郵政事業に関する幅広い見識と長いご経験をお持ちであります若杉東京経済大学経営学部教授にぜひお願いをしたいと存じます。若杉委員、よろしゅうございますか。

○若杉分科会長代理 はい、承知しました。

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、若杉委員には分科会長代理席にお移りいただければと存じます。

(若杉委員、分科会長代理席へ移動)

○田尻分科会長 それでは、若杉分科会長代理に一言ごあいさつをお願いいたします。

○若杉分科会長代理 田尻分科会長と全く同じ意見でして、特につけ加えることはございません。田尻分科会長はこの分野で長くやっておられますので、かわりというわけにはいきませんが、いざというときに代行させていただきたいと思います。よろしくお申しいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

審議の途中でございますが、今、吉野委員がご到着でございます。大変お忙しいところ、ありがとうございます。一言ごあいさつをいただければと存じます。

○吉野委員 慶応大学の吉野です。どうぞよろしくお申しいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事に入らせていただきたいと思います。本日予定いたしております案件は2件でございます。まず、諮問第1001号と1002号、郵便約款の変更の認可、こ

これは配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設と、それからくじ引き番号付郵便葉書の無料交換制度の改善というものでございますが、この2つの諮問案件につきまして、総務省から説明をお願いしたいと存じます。

○菊池郵便課長 それでは、郵便約款の変更の認可申請2件について説明申し上げたいと思います。資料1-1と1-2につきまして、あわせて説明したいと思います。

まず、資料1-1ですが、1枚おめくりいただきますと諮問書が入っております、その後郵便事業会社から申請のありました認可申請書がついております。その後横長の資料があると思いますが、それに沿いまして内容を説明したいと思います。

まず1点目ですが、配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設でございます。1ページおめくりいただきますと、郵便約款の概要について書いてございます。今回は新たにご就任なされた委員もいらっしゃいますので、まず郵便約款の概要について簡単に触れさせていただきたき、その後今回の認可申請の概要に移りたいと思います。

まず、1ページ目でございます。郵便約款につきましては、郵便法68条に規定がございまして、郵便事業会社が郵便の役務に関する提供条件を定め、総務大臣の認可を受けるという内容になってございます。具体的に何が書かれているのかと申し上げますと、まず1点目が、郵便法令により郵便約款で定めることとされているもの、具体的には郵便物として差し出すことができないもの、郵便物の大きさ、重量などでございます。あともう1点目が、引き受け、配達、転送、還付、送達日数に関する事項などが郵便約款の中に書いてございます。これを制定するとき、または変更するときの手続ですが、まず、会社から総務大臣に対しまして認可の申請を行います。当省では認可基準に適合しているかどうかの判断をし、認可ができるものと判断したものとしましては、この審議会に諮問し、先生方のご審議を経た後、答申を経て認可という手続を踏むという内容になっているものでございます。以上が郵便約款の概要でございます。

続きまして、2ページ目以下が認可申請の概要でございます。まず、今回の変更の趣旨ですが、記録を必要とする郵便物につきましては、利用者のニーズに応えるため、多種のサービスの中から選択ができるよう、利用者の選択肢を拡大するという趣旨にのっとった改正でございます。

具体的な内容につきましては、特定記録郵便という、引き受けだけを記録する郵便の新設を行いますとともに、引受け、配達の両方を記録するサービス、これは現在配達記録郵便と簡易書留という2つのサービスを郵便事業会社では提供しておりますが、それを整理いたしまして、配達記録郵便を廃止するという内容でございます。

(3)の実施予定日は、あくまで会社の希望の日ではございますが、この変更認可の申請をする場合には実施日も記載することになっております。平成21年3月1日が希望実施日でございます。この点につきましては、8月25日に一度認可申請が当省にされましたが、そのときは今年の11月17日が希望日でございます。ただ、その後、郵便事業会社に大口のユーザー、クレジット会社や金融機関の方々から社内のシステムの改修が間に合わないという要望が寄せられたことを鑑み、今回、利用者の立場に立ちまして、リードタイムを来年の3月1日までに延ばしたという経緯がございます。

1ページおめくりいただきまして、3ページ目でございます。今回廃止されますものと新設されますサービスの対象をマトリックスでまとめたものでございます。先ほどの説明でも

言及しておりますが、廃止されます配達記録郵便は、引き受けと配達の2点で記録を行う、配達の場合は受取人の受領印または署名と引換えに行う、対面配達になってございます。それに対しまして、今回新しく新設します特定記録郵便は、引受けのみ記録し、配達記録しないということで、配達の方法は郵便受箱への投函とし、対面配達はしないということになってございます。

続きまして、4ページ目でございます。サービス変更による影響ですが、まず、利用者への影響についてご説明申し上げます。今回新設されます特定記録郵便につきましては、「配達記録は必要ない」、「料金は安くしてほしい」という利用者ニーズに応えることが可能になっております。

料金設定ですが、現在の配達記録郵便料金の210円から、配達記録の工程がなくなるということをお勧めし、50円値下げしまして160円に設定しております。ただ、引受け、配達両方の記録が必要だという利用者の方々もいらっしゃいますので、その方々に対しましては簡易書留に移行を想定している次第でございます。これにつきましても、現行は350円の料金でございますが、業務の効率化等を図りまして、50円値下げしまして300円に改定するという内容になってございます。

今回の、利用者の方々の具体的な負担増の予測ですが、郵便事業会社が今回の施策の認可申請に先立ち、ユーザーの意向調査をしております、サービス間でどの程度の移行があるかということをお聞きしております。現行で配達記録郵便を利用されている方の約6割が、簡易書留に移行するというご意向を持っていると聞いてございますので、それを前提としまして試算をしますと、約100億円強の利用者の負担になるということを見込んでおります。

ただ1点、民営化になりまして、料金規制が変わってございますので、この点についてご説明申し上げたいと思います。公社時代は、郵便料金は認可料金を採用してございました。昨年10月1日に公社の業務を引き継ぐ形で民間の郵便事業会社が設立されておりますが、そのときに民営化の基本的理念として、経営の自由度の拡大ということで、料金規制のあり方も改正されております。具体的には、認可料金から三種、四種という社会的な政策を持った料金以外のものにつきましては、すべて事前届出制に変更になってございます。

したがって、郵便料金の妥当性につきましては、審議会の諮問事項から外れているわけでございます。ただ、今回の約款の改正の内容につきましては、既存のサービスが廃止されるという内容でございますので、その代替サービスの適否を見る上に当たりまして、やはり料金は重要なデータでございますので、本日、料金の変更の内容に触れさせていただいた次第でございます。

あともう1点、この資料には書いていないことで説明をつけ加えさせていただきたい点がございまして、今回、配達記録郵便がなぜこのような形で廃止することになったのかの背景でございます。これにつきましては、具体的な収支状況は経営データでございますので、この場でお示しすることはできないわけですが、配達記録郵便につきましては赤字商品でございます。平成7年度からこのサービスを提供しておりますが、料金設定時に比べまして、現在はその配達の持ち戻りによるコストが相当かさんできているということで、非常に厳しい状況になっている状況でございます。この持ち戻りが多くなっている1つの原因は、共働きの世帯、単身世帯が増えているということが多少なりとも影響しているのかなと思っておりますが、そのような状況の中で、会社としましては、配達記録郵便の料金の値上げをするとい

う1つの選択肢と、冒頭申し上げましたが、引受け、配達の双方を記録する郵便につきましては、配達記録郵便と、簡易書留という2つの種類のものが提供されておりますので、これを整理するという2つの選択肢があったわけですが、郵便事業会社としましては、配達記録郵便を廃止するという、2本ある類似サービスの一本化を図るという経営判断に至ったことが今回の改正の背景となっております。

続きまして、次のページでございます。5ページ目、これまで当課に寄せられました意見の主なものについて書かせていただいております。まず、1点目、これは料金に関することではございますが、「実質値上げとなり、利用者の利益に反するのではないか」ということ、これにつきましては7件の意見が寄せられております。2点目、これは今回リードタイムを設けて、3月1日に実施時期がずれたということで、ある程度は緩和されているのかなとは思いますが、「廃止まで一定の期間を設けてほしい」という意見が2件、合計9件の意見が寄せられている次第でございます。

最後に、審査結果でございます。認可基準に照らしまして、5ページ目から6ページ目に書かせていただいております。認可基準の審査は適当という判断を下している次第でございます。したがって、今回の諮問に至ったという経緯でございます。

1001号につきましては、以上でございます。

続きまして、くじ引き番号付郵便葉書の無料交換制度の変更、これは資料1-2でございます。1ページおめくりいただきますと、諮問書、その後に変更認可申請書がございます。同じように横長の資料がついておりますので、そちらで概要を説明したいと思います。

まず、1ページ目、認可申請の概要でございます。まず、変更の趣旨ですが、利用者利便の一層の向上を図ることを目的としまして、くじ引き番号付郵便葉書のうち、料額印面が50円以外で販売しているもの、例えば、寄付金付お年玉付年賀葉書、これは55円でございます。あとはインクジェット写真用のお年玉付年賀葉書、これは60円になっておりますが、そういうものを、例えば誤って購入し、他の種類の葉書に交換したいという場合の交換ですが、これまで料額印面が50円のものにつきましては、販売価格がそれ以上でありまして50円のものとしか交換ができないという制度になってございました。今回、その内容を変更いたしまして、等価交換を原則としまして販売額で交換を行えるという改正をしたものでございます。

(3)の実施予定日ですが、平成20年10月30日と、半端な日になっておりますが、この日は年賀葉書の発売日でございます。ですので、今まで不公平感があった交換制度を等価交換に変更するという、ある意味では利用者にとりましてメリットがあるものでございますので、そのメリットをなるべく享受できるように年賀の発売日から施行したいという内容になってございます。

2ページ目は、具体的な内容でございます。今申し上げたものを分かりやすく書いてございます。まず、年賀葉書をご購入の後、ご不幸等があり年賀葉書が使えないという場合には、郵便切手類に12月28日まで交換が可能となっております。今までは60円のものを買っても50円相当部分しか交換できなかったものが、販売額の60円で交換ができるようになるというものでございます。2つ目のパターンが、誤った種類の葉書を購入した場合に、販売期間中であれば他の種類のくじ引き番号付郵便葉書に無料で交換できるという内容です。この2つのパターンのときに適用されるという内容になってございます。

この交換はき損または汚損がない、いわゆる再販売ができるということが前提になった制度でございます。今、書き損じの場合は1枚当たり5円の手数料をお支払いいただきまして交換ができる制度がございますが、そちらはそのまま1枚5円です。今回は再販売ができるものという限定がついてございます。

資料の3ページ目は、50円以上の葉書がどのような種類が発行されているかということを中心にまとめたものでございます。4ページ目は審査結果をまとめております。これにつきましても、先ほどと同じで認可基準は満たしており、適当という判断をしている次第でございます。

私からは以上2点です。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、2つの案件、どちらでも結構でございますが、ご意見、ご質問がございましたら、各委員、どうぞご遠慮なくご発言いただければと存じます。神津委員、どうぞ。

○神津委員 配達記録郵便についてなのですが、赤字だとおっしゃいましたよね。簡易書留はどうなのでしょう。つまり、不在で持ち戻りが多いということでは簡易書留でも同じことだと思うのですが、簡易書留の場合は料金が高い分赤字にはなっていないということですか。

○菊池郵便課長 配達記録の収支状況と、全てまとめた収支しか今手元にないのですが、特殊全体で、平成19年、これは上期が公社時代でございますので、下期の会社の数字をそのまま足し込めるかどうかは、数字の性質が違つかもしれませんが、上期がマイナス277億円、下期がマイナス10億円で、合算しますとマイナス287億円ということになっております。簡易書留の具体的な数字は今手元にないのですが、やはり赤字商品です。ただ、赤字の幅は配達記録が大きいというように聞いております。

○神津委員 先ほど配達記録郵便を廃止した場合、60%ぐらいの人が簡易書留に移行するとありましたが、そうすると多少は赤字の幅が改善されると見てもいいのでしょうか。

○菊池郵便課長 そこは会社としましても、いろいろなサービスを実施するよりは、少ないサービスを集中して、規模の経済を働かせたほうがコストの節約にもなるということや、今までの工程作業を見直すということで簡易書留も収支の改善を図りたいと言っておりますので、今回の配達記録を廃止することによりまして、今申し上げた特殊の収支は改善するであろうという見込みを持っているということでございます。

○神津委員 それならばそれでいいとは思いますが、やはり引き受けのときの記録と配達記録は別物のような気がします。配達記録郵便そのものがどうかということより、簡易書留も含めて配達記録が残るという郵便自体の必要性は、やはり60%の人が簡易書留に移動してまでも、高くなってでもそれが必要だと認めているということなので、そのニーズはきちんと担保していただきたいと思っております。

○田尻分科会長 ほかにいかがですか。國井委員、どうぞ。

○國井委員 同じ配達記録郵便の件なのですが、利用者は企業が多いのでしょうか。

○菊池郵便課長 大口のユーザーは、やはりクレジットカードの会社、あとは銀行のキャッシュカードと聞いてございます。なかなか個人のユーザーの方には、十分知られておりませんし、どちらかという個人の場合には簡易書留を利用すると聞いてございますので、今回の影響は大体会社の利用者だと聞いてございます。

○吉野委員 同じ問題なのですが、値上げの幅が90円というのは、何か合理的な理由があ

るのでしょうか。これですと、やはりやめようかという人たちが出てくれば、先ほどのご質問と同じですが、また赤字を増やす可能性があります。この90円というのはどういう根拠の数字ですか。

○菊池郵便課長 90円の根拠につきましては、市場で民間の方が同じようなサービスをしているものがございますので、それにならって値付けをしていると聞いてございます。ただ、郵便事業会社の場合には信書を扱っているということで、民間の方の料金よりは若干高めの設定をしていると聞いてございます。原則は市場の実勢価格をもとにして考えているということでございます。

○篠塚委員 やはり配達記録郵便の件なのですが、先ほど、主として使っておられるのは企業ということでしたが、我々民間企業の立場からしますと、やはり最後は国民の皆様は何らかの形でフィードバックされる可能性がある。企業だからという理屈だけでは行かないのではないかと思います。これが1点と、もう1点は、こういった企業の経営上の合理性ということで新しい商品を開発したり、あるいは一部値上げもやむを得ないといった理屈もあると思うのですが、やはり、郵便の業務の中にはユニバーサルサービスの意味合いが非常に強い、そういう部分もあると思います。そういったときに、先ほど資料5ページにございましたが、実質値上げになって消費者の利益に反するという、7件とはいえ貴重なご意見だと思います。今回の件に関して反対するわけではありませんが、今後もこのように国民に影響があるような料金の改定なり、サービスの改定なり、そういったことにつきましては、やはり国民の意見を十分に聞いた上で施策を行う、単に民営化された企業の論理だけではない側面をぜひ大事にするようお願いしたいと思います。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何か。野並委員、どうぞ。

○野並委員 今回新設される特定記録郵便ですが、これは利用者からすると使いづらいついかなという気がするのです。というのは、記録が引受けのみということですから、出すときは、私は出しましたと、届くかどうかは、あとは郵便会社の責任ですという感じになってしまつて、やはり最後まで責任を持つためにはどうしても簡易書留にならざるを得ない。今回新設されて選択肢が広がるということですが、実際、この郵便の使い勝手は利用者からするとどうなのかなという疑問が出てまいります。

○田尻分科会長 ありがとうございます。松崎委員、どうぞ。

○松崎委員 配達前に配達予定日を記録することの意味はどこにあるのでしょうか。あくまで予定日だと、実際に配達された日とずれる可能性があるのですか。うちはマンションで集合ポストなので、時々届いてないことがあるので、こういうものがとにかく投函されてしまつて、予定日しか記録されていないとなると、予定日を記録する意味はどこにあるのか分かりません。教えていただければと思います。

○菊池郵便課長 これは引受けの場合に差し出していただいたお客様に対しまして、大体いつぐらいに配達予定ですよということを周知するというこのためのこのような情報提供を行うそうです。

○松崎委員 では、受け取り手ではなくて差出人に対するものなのですか。

○菊池郵便課長 ええ、差出人が大体2日ぐらいで着きますということになれば、確認の電話なり、そういうものもできるということで、一定の予定日をお知らせしているということだと聞いてございます。

○松崎委員 では、やはり着いたかどうかは分からないのですね。

○菊池郵便課長 そうですね。特定記録はポストに投函されてしまいますので、差出人には分かりません。

○松崎委員 そうすると、その配達支店に問い合わせるしかない。配達支店が把握しているということですね。

○菊池郵便課長 はい。もしくは、送り手に確認するしかないというサービスになります。

○松崎委員 「受け取った」、「受け取らない」といったトラブルが生じないか、心配な気がします。

○菊池郵便課長 それで我々も、「こちらのサービスに移行する」、「引受けしか記録が要らないよ」と言っている方々はどういう方々なのかということを知りましたが、これも会社の聞き取りでございますので、本当にそういうようになっているかどうかは我々も確認はとっていないのですが、オークションの商品の発送や、懸賞品の発送、そういう方々につきましては、郵便局に預けましたということだけで結構ですという方々がいらっしゃるということは聞いてございます。

○田尻分科会長 ほかにございせんか。今の郵便課長のお答えですが、個人の利用者の立場からみますと、私は配達記録郵便をよく使っていたほうで、税務署をはじめとして、役所や公的機関に出す場合は、投函日が締め切り日に設定されているということで、それさえ証明できれば、まず日本の郵便は必ず相手に届く、しかも公的機関であれば受け取った、受け取らないの話はまずないということから、配達記録郵便を使っていたのですが、では私は廃止された後どうするかというと、特定記録郵便がかなり安くなるようですから、そちらで十分だと考えます。私が免責されれば、私の立場を保証してくださればということで、対役所の関係ですと、それで一国民としての立場は保証されるという感じがいたします。エクスパックは確かに記録を自分ではぎ取って残せるのですが、投函したかどうかという事実を問われますと、少し弱いのです。しかし、特定記録郵便は、投函しましたということは必ず証明していただけるわけですね。ですから、私はエクスパックよりはこれがいいと考えているのです。これは利用者の中では少数者の意見かもしれません。

ただ、先ほど利用者の話がございました。大量に処理なさっている法人向け事業の場合は、相当のご負担がかかってくる訳で、やはり受け取ったという証明は、特にクレジットカードや、経済的な文書になりますと非常に大きな問題という感じもいたします。

ほかに何かこの件についてご意見ございせんでしょうか。

今、ご意見は、1001号の案件に集中しておりますが、1002号の案件につきましても、ご意見ございましたら、この際お伺いしたいと思います。

特に1002号についてはご異存がないということではございせんでしょうか。

それでは、お諮り申し上げたいのですが、まず、ご議論のございました1001号の諮問案件でございますが、これは配達記録郵便の廃止及び特定記録郵便の新設という案件でございますが、確かに認可基準という法的な観点には適合いたしておるわけですが、この案件は、やはり現行制度の廃止という問題が絡み、それを前提とした新しい制度の新設ということでもございます。

したがって、影響するところが少なからずある、特に法人の皆様には相当のご負担と準備期間が必要な案件というようにも伺いましたので、情報通信行政・郵政行政審議会議事

規則の規定に従いまして、この案件につきましては、先ほどご提案がございましたように、パブリックコメントを求めるということで、広く国民各層のご意見をお伺いするという手順を踏むべきではないかと思慮いたします。

したがって、ご了解いただけるのでありましたら、本日の分科会長の記者会見の場でパブリックコメントの実施を報道発表させていただくと同時に、インターネットでもこの募集の公告をいたしまして、意見聴取に入りたいと考えております。

これまでのパブリックコメントの集め方ということでは、約1カ月ということ、10月29日水曜日を締め切りということ、設定させていただくということ、1001号はそのパブリックコメントの結果をまたこの場でご報告いただいて、ご審議いただくということで、本日は対応させていただければと思いますが、いかがでございますか。

それでは、1001号諮問案件につきましては、そのように処理をすることと決しました。

次に、諮問第1002号のくじ引き番号付郵便葉書の無料交換制度の改善でございますが、これは諮問のとおり認可するということが適当である旨、答申をさせていただきたいと存じます。そういうことでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○田尻分科会長 それでは、そのように処理させていただきます。

それでは、次の議題に移らせていただきますが、ここで次の議題は個別の企業情報等、当該関係者の利害にかかわる問題がございますので、議事規則第9条第1項ただし書きの規定によりまして非公開とさせていただきたいと存じます。

恐れ入りますが、傍聴の方々は本会議室からご退室をお願いしたいと存じます。

(傍聴人退室)

○田尻分科会長 それでは、諮問第1003号、1004号、1005号、1006号、特定信書便事業の許可、信書便約款及び信書便管理規程の設定の認可並びに信書便管理規程の変更の認可につきまして、総務省からご説明をお願いしたいと存じます。

○神山信書便事業課長 信書便事業課長の神山と申します。お時間も大分過ぎておりますので、ごくかいつまんでご説明させていただきます。

資料は、資料の1-3から1-8まで、それに加えて、信書便年報という、一番下についている冊子がございます。今回、信書便制度のご審議は初めての委員もいらっしゃると思いますので、信書便事業とは何かということについて、制度の概要と現状を説明させていただきます。それから諮問事項をご説明させていただきたいと思っております。

お手元の信書便年報という分厚い資料の中の、何枚かめくっていただきますと、下に本編3ページがございます。信書便事業とは何かというものがごく簡単に書いてございます。

法律は民間事業者による信書の送達に関する法律、いわゆる信書便法というものが5年前にできまして、2つの類型が信書便事業にございます。一般信書便事業と特定信書便事業があります。一般信書便事業は、簡単に言えば、郵便事業会社と同じような信書の送達サービスを全国的に提供できる方を許可するもの。そこに図で書いてありますが、3日以内に軽量小型の信書便物も含めて全国的にサービスを提供できるということでございます。残念ながら、一般信書便事業については、今のところ参入していらっしゃる会社はないということです。

では、全国的な、いわゆるユニバーサルサービスではないにしても、特定の信書便サービ

スを、特定の需要にこたえるサービスを提供するといった方にも許可をしてもいいのではないかとすることでできたのが特定信書便事業でございまして、今回お願いするものでございます。

大きく分けまして、法律の号に該当するものが3つございまして、1番、大きいあるいは重いサービスと言っておりますが、3辺の合計が90センチ超え、あるいは重量が4キロを超える信書を送達するサービス、これは1号役務と言っております。それから2番、差し出されたときから3時間以内に信書便物を届けるバイク便のようなサービス、これは2号役務と言っております。3番、今総務省令で国内での料金の額は1,000円と定まっていますが、1,000円を超える料金の信書を送達するサービス、付加価値の高いサービス、これは3号役務と申しております。

こういった3つの類型がございまして、今回11者の方々から事業の申請がまいりましたので、お諮りしたいということでございます。

1ページめくっていただきまして、本編4ページですと、巡回で企業や自治体の支社、本社間等を回っているサービス、あるいは、定期的に文書を集配するサービス等が考えられます。先ほどバイク便というお話をしましたが、8ページに2号役務で、バイクで比較的限定された地域を回っているというサービスが考えられます。10ページに、メッセージカード、これは3号役務で付加価値の高いサービスのイメージですが、いわゆるお祝いやお悔やみといったメッセージを送達するサービスといったものが3号役務として主にございます。

資料に戻っていただきまして、資料1-3を見ていただければと思います。一般信書便事業者はございません。特定信書便事業者でございまして、特定信書便事業者は今何者ぐらいあるかといいますと、5年間で順調に伸びてまいりまして、20年9月1日現在262者という数に上っております。

ごくかいつまんでですが、4ページまで行っただきまして、先ほど262と言いましたが、1号、2号、3号、先ほどのサービスを複数申請、許可を得ている方もいらっしゃいますので、そのダブリがどうなっているのかが、その1号、2号、3号役務でございまして、

では、262者はどのくらいの引受通数、あるいは売上高を上げているのかということが6ページの上に表でございまして、平成19年度、262者のうち、228者が今稼働しております、引受通数はそれらの事業者を合わせて、383万通。郵便事業会社に比べると、桁が大分違うのですが、引受けで383万通の信書を扱っております、売り上げも29億円と少額であります、徐々に伸びているということでもあります。

1号、2号、3号の内訳が6ページ、7ページに書いてありますので、ご参照いただければと思います。

右上に委員限りということでつけさせていただいている資料ですが、どんな会社があるのかということについて、ご参考までにつけさせていただいたものでございます。一番上でございますが、特定信書便事業者の中で引受通数が多い、上位の5者ということで、
の関係で伸びてきているにある会社なのですが、引受通数がぐらい、そのほかや等が、貨物事業等とともに信書便事業もやっているということでございます。その下の表は、それぞれ1号役務、2号役務、3号役務についての内訳でトップの5者を上げております。

資料1-4でございまして、今回の申請者数を含めた数値としております。先ほど

262という数字を言いましたが、今回新しく11者追加しています。262に11を足すと273ですが、1者が9月20日に廃業したので、1つ減りまして、今回お認めいただきますと、全部で272者ということになります。関東と近畿が多いのですが、地域的な広がりがあるということでございます。

2枚目には、各都道府県別の参入事業者の名前が載っておりまして、今回ご審議をお願いしますのが赤い字で書いてあるものでございます。輪急便をはじめとして赤い字で書いてあるものが今回参入する申請事業者でございます。

資料の1-5、6、7、8が今回の諮問のそれぞれの具体のものでございます。主として1-5についてご説明させていただきます。資料の3枚目でございます。右上に別紙1-1と書いてあるところを簡単にご説明します。

11者の名前のほか、それぞれの許可申請の概要を書いてございます。申請書のオリジナルはかなり厚くて大部となるため、今回配付はしておりません。ご了承いただければと思います。中身を抜粋したお手元の資料で、ごく簡単に説明させていただきます。

関東でいいますと、輪急便という千代田区の会社でございます。1,000万の資本金で一般貨物自動車運送業をやっております。この会社は3号の付加価値の高いサービスで、提供区域はそこに書いてある区域という申請でございます。以下、会社の名前だけ読ませていただきます。

有限会社スワローエクスプレス、太陽警備保障株式会社、金八運送有限会社、赤帽奈良県軽自動車運送協同組合、有限会社ボンズカンパニー、有限会社津島栄光運送、府中高速運輸株式会社、裏側でございますが、愛媛総合警備保障株式会社、有限会社瀬戸内急便、社会福祉法人千仁会、それぞれにつきまして、1号、2号、3号のうち、提供したい役務を、これは複数でも結構なのですが、今回許可申請をしてきているということでございます。

ごく簡単に、それぞれが現在行っている事業を書いてございますが、大体、道路貨物運送事業を行っている業者の方、あるいは警備業務、現金輸送等を行っている方です。お客様より信書も運んでくれないかというニーズがあるということで、今回許可をとるところが主でございます。1者だけ、九州の11番ですが、社会福祉法人千仁会ということですが、これは障害者の方の授産施設として、お茶や野菜の栽培、加工、販売を行っている社会福祉法人でございまして、もともとそういう事業はあるのですが、それに加えて、例えば■■■■の文書集配業務等に定期で巡回するサービスの入札等に参加したいということで、今回許可を取りたいと聞いております。

その後、A3判の資料と、その後ろに別紙2として私どもとして審査した結果が書いてございます。別紙2に1、2、3、4という項目があるかと思えます。これが許可の基準で法律にあるものなのですが、別紙2の、事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切かどうか、あるいは2としまして、事業の遂行上適切な計画を有するものであるか、3としまして、事業を適確に遂行するに足る能力があるか、4としまして、懲役等の欠格事由に該当しないかというこの4項目がありまして、この4項目につきまして、私どもとしましては、今回すべてのところが適するということでご諮問させていただくということでありまして、

具体的には、例えば、A3版の資料に戻っていただきますと、輪急便につきましては、引受けの方法も営業所で引き受けるとか、取り集めに回るとか、配達も対面交付等を行うということであるということで、信書便物の秘密は守られるだろうと考えております。それから、

見積もりということで事業収支見積等もいただいています。単位は100万円ですので、例えば初年度で言いますと、収入は[]、支出が[]、それで収支ということで[]見積もりが出ている、こういったものをいただいております。算出方法はそこに書いてあるとおりでございまして、一番下ですが、資金計画としても事業開始に要する資金として必要な資金[]自己資金により調達するというものでございます。一番下に行政庁の許可等とあります。輪急便も一般貨物自動車運送業をやっているわけですので、それでお客様のニーズに合わせて信書も取り扱うということでございますから、ほかの行政庁の許可、道路貨物運送関係の許可はもう取っているということでございます。

A3の資料の裏側を見ていただきたいと思うのですが、1号役務、3号役務に加えまして2号で、番号で言いますと、10番、11番の瀬戸内急便と社会福祉法人千仁会でございますが、これはいわゆる2号役務、3時間以内に届けるということで申請されています。例えば瀬戸内急便で言いますと、高松市及びその周辺を3時間以内でできますということでございました。これにつきましてはどんな審査をするかということ、真ん中辺から下、瀬戸内急便のところなのですが、実際に3時間以内かどうかをご自分たちでも実測されている。走行で114分とございますが、114分の走行距離とその上の引受時間、引受けや配達に関する時間も含めても25分と114分で139分だとおっしゃって申請されてきています。

その下にATIS（アティス）計測時間とあると思うのですが、これはATISという、警察や道路管理者からのサービスを受けてソフト上で測るシステムがございまして、こちらでもそのシステムを使い試算してみると、少し走行時間が多くなるのですが、全体でも180分の中におさまっているということで2号の許可をするという形になっております。以上、許可の申請につきましては、11者とも適正ではないかということでお諮りしたいと思っております。

その次の資料1-6、1-7はそれぞれ同じ11者の会社で信書便約款の認可を同時申請してきております。それから、1-7は信書便管理規程で、内部への研修等を含めた管理の規定も同時に認可申請してきております。これらについても適正ではないかということでお諮りしたいということでございます。

それから資料1-8でございしますが、これは2枚めくっていただきますと、ナショナルヤガタというパナソニック関係の会社だと思うのですが、既に信書便事業の許可を受けておるのですが、送達手段として二輪自動車等を加えたいということで、管理規程の変更が必要になりますので、その変更認可ということで1件だけ上げさせていただいております。

以上、11件プラス変更認可が1件でございます。よろしく願いいたします。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問ございましたら、どうぞ。吉野委員。

○吉野委員 先ほどの参入のところですが、これを見ますと、いろいろな地域に個別で参入されてきていますから、そうしますと、全国一律で事業のコストを決めているところが不利になることが将来ないのだろうかと思えます。地域的に非常に安くできる場所が入ったときに、ある程度価格を地域ごとに自由にしないといけない気がするのですが。

○神山信書便事業課長 1号は大きさや重さ、2号は3時間ということで、価格となりますと3号が主になってくるのかなと思えますが、今のところは一律ということで行っております。

す。今後もし地域ごとの開きが出てくるとすれば、それも1つの検討事項になってくるのかなと思いますが、今のところは特に事業者からも要望はございません。

○吉野委員 郵便事業会社は全国一律でやっていますから、そうすると、こういう個別のところが出てきたときに、ある地域では公社は非常に不利になって、ある地域では有利になるということが将来出てくるのではないかと思ったものですから。

○神山信書便事業課長 郵便事業会社に匹敵するユニバーサルサービスということではなくて、郵便事業会社に影響しない一種の限定したサービス、つまり特定信書便サービスの中で対応していただくということですので、郵便事業会社とのすみ分けというレベルにはならないのかなと思います。したがってクリームスキミングという話にはこの段階ではならないのかなと認識しております。

○田尻分科会長 ほかに。神津委員、どうぞ。

○神津委員 お答えは今すぐでなくてもいいのですが、委員限りという資料の中に、廃止事業者についてという参考資料がありました。少し気になったのは、262分の9ですから3%ぐらいで、これが妥当な数字なのかどうかは分からないのですが、6カ月、5カ月、7カ月、そのぐらいでやめている会社も結構あります。これらも認可、許可をしているわけですが、例えば、認可、許可をするときに、これらのどこに不備があったか、あるいは、無理があったかということ申請資料の中から見届けることができたのかどうかということについてはいかがでしょうか。

○神山信書便事業課長 収支見積もりの関係の資料は確かに提出していただいております、実際に、収支算出方法の明確性、適正性は見るのですが、会計検査のように実際にそれができるのかどうか、妥当かどうか、そこのところまでは見ていない審査でございまして、その辺はご理解いただければと思います。先生がおっしゃった資料は、資料1-3の一番最後から2番目の廃止一覽業者9者ということで出ている資料でございます。

○神津委員 別にそれをこちらが見過ぎたと言っているわけではないのですが、やはり何が問題だったかということデータをデータとして持つということも、ある程度必要なのではないかと思いました。

○神山信書便事業課長 ありがとうございます。事業実績ということで、1年に1回報告していただくとともに、新規引受けの実績があったときには検査をさせていただいております。その段階で分かる範囲で、できるだけ情報を適確に把握していきたいと思っております。

○神津委員 大きいところは大丈夫なのですが、大体これを見ると、
小さいところはかなり大変だということが非常によく分かるので、そういうところも参入していく仕事であるというのと同時に、その基盤を強化することを考えているかということも多少見ていかなければいけないことなのかという感想を抱きました。

○田尻分科会長 ありがとうございます。ほかに何かございますか。牛尾委員、どうぞ。

○牛尾委員 これは今お答えいただけるかどうか分からないのですが、いただいた資料によると、一応順調に信書便が伸びている。今後もこの傾向が続くのか、それとも飽和状態に来ているのかという見通しをお持ちでいらっしゃるのでしたら、お伺いできればと思います。

○神山信書便事業課長 個人的な見解になるかもしれませんが、資料1-3の6ページ、7ページでございます。特に6ページの下、徐々にそれぞれの役務が平成18年まで伸びて

いたのですが、平成19年の2号役務の取扱通数が減ってきております。これは実は■■■■という会社が、コストがまかなえないので、2号役務の料金を値上げしたということがありまして、同社の取扱通数が減少したことが効いています。1社の影響が、全体に影響を及ぼすようなそもそもの業界でございますが、私個人としては将来的には（信書便市場は）もう少し増えるのではないかなと思います。片や、郵便事業会社も民営化されておりますので、そちらとの連携、活用等そういった多方面の政策を考える時期に来ていると個人的には思います。

○田尻分科会長 ほかに何かございますか。

それでは、特にご意見がないようでしたら、お諮り申し上げたいと思います。

諮問第1003号から1006号につきましては、諮問のとおり許可もしくは認可することが適当である旨、答申することにさせていただきたいと思いますが、いかがでございますか。

（「異議なし」の声あり）

○田尻分科会長 ありがとうございます。それでは、そのように答申することといたします。

以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から、何かご発言ございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

1つ私から申し上げますが、最近、振り込め詐欺の問題と郵便との関連がいろいろ取りざたされるようになってまいりました。また、この特定信書便事業者については直接新聞紙上に出てきたケースがないように存じておりますが、一般郵便物、エキスパック等についてはそれが悪用されているケースもあろうかと思えます。

今後、現行法の枠の中でどういう防止策が可能なのか、そして日本郵政グループが、今どういう形で協力をなさっているのか、監督行政の立場から、いずれかの機会にご報告いただければと思っております。私からは以上でございます。

ほかに何かございますか。事務局から何かご連絡ございますか。

○永利情報流通行政局総務課課長補佐（事務局） ございません。

○田尻分科会長 それでは、本日の会議はこれをもって終了させていただきます。

次回の日程につきましては、事務局からご相談を申し上げたいと存じます。また、本日は総会に続いての分科会の開催ということで、大変長時間にわたりましたが、ご協力ありがとうございました。なお、この後、分科会長の記者会見が予定されております。

以上をもちまして、本日の議題を終了させていただきます。

ありがとうございました。

閉 会